

品川区区政アドバイザー会議設置要綱

制定 平成16年4月6日 区長決定 要綱第 63号
改正 平成19年2月13日 区長決定 要綱第 11号
改正 平成23年6月1日 区長決定 要綱第 94号
改正 平成24年11月15日 区長決定 要綱第212号
改正 平成27年3月9日 区長決定 要綱第340号
改正 令和5年1月24日 部長決定 要綱第 5号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区が独自性を発揮し、区民の期待に応える先駆性のある区政経営を推進するため、区長の政策形成を支援する品川区区政アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）の設置および運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、品川区にアドバイザー会議を置く。

(所掌事務)

第3条 アドバイザー会議は、次の各号に掲げる事項について助言するものとする。

- (1) 自治体経営の基本的方向および重要施策に関する事項
- (2) 品川区基本構想に関する事項
- (3) 各分野における総合的計画の考え方に関する事項
- (4) その他、区長が必要と認める事項

2 区長は、必要があると認めるときは、会議を開催することによらずに委員に助言を求めることができる。

(組織)

第4条 アドバイザー会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係者
- (3) 企業経営者
- (4) その他区長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第6条 アドバイザー会議は、区長が招集する。

(庶務)

第7条 アドバイザー会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付則（平成19年2月13日要綱第11号）

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

付則（平成23年6月1日要綱第94号）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

付則（平成24年11月15日要綱第212号）

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

付則（平成27年3月9日要綱第340号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則（令和5年1月24日要綱第5号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。